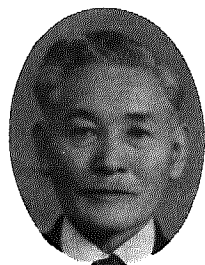


# 時会議長に江端修吾氏

## 副議長は鳴海敏雄氏に



総務文教委員会  
 ◎永井彦二・大坂久六  
 大野周助・佐藤和夫・内藤 隆  
 保田清一・鳴海敏雄・坂井行康  
 青木太一郎  
 産業建設委員会  
 ◎鈴木源吾・安藤忠治  
 山際寅作・時田善二・大野 司  
 熊木惣平・石附寅市・高橋重光  
 大矢正治  
 社会労働委員会  
 ◎白井 弘・大谷福蔵  
 高橋博男・田代敏男・江端修吾  
 泉 喜十郎・丸山和五郎・  
 深沢利英  
 議会運営委員会

四月二十七日、第二回臨時町議会が開かれ、議会の常任委員会委員の選任、町税条例の一部改正など専決処分承認、五一年度一般会計補正予算(第一回)五一年度一般会計補正予算(第二回)等を審議し、次のように可決成立しました。

◎委員長 ○副委員長

### 人権擁護委員

今年も倉井宗治さんに



昭和五十二年五月一日付けで、倉井宗治さん(興野二区・71才)が人権擁護委員として、法務大臣よ

り委嘱を受けられました。人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るために置かれておられるものですが、次の問題でお困りの方は、無料かつ他にもれることは絶対ありませんから安心してお気軽に、その自宅へ相談にお出掛け下さい。

私的制裁・人身売買・村八分・教育を受ける権利の侵犯・強制圧迫・酷使虐待・差別待遇・生活権の侵犯・その他お困りの問題

## 最低賃金が改正

新潟県内において、機械・金属製品等製造業及び自動車整備業に従事する使用者、労働者に適用される最低賃金が次のとおり改正されました。

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとします。

(最低賃金法第五条第一項)  
 ◎最低賃金の件名  
 新潟県機械・金属製品等製造業及び自動車整備業最低賃金  
 ・一日 一五三〇円  
 ・(週) 一時間 三二七円

▼入湯税条例の一部改正  
 入湯に対して課する入湯税一〇〇円を一五〇円に  
 (但、施行は五三年一月一日)

▼五一年度一般会計補正予算(第一回)  
 一九億五千九百五十万円に

▼町条例の一部改正  
 納税証明証の交付手数料などが改正

▼国民健康保険税条例の一部改正  
 国民健康保険の被保険者である世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなし、国民健康保険税を課し、所得割額及び被保険者均等割の合算額の課税額一五万円が一七万円に改正など。

▼五一年度一般会計補正予算(第一回)  
 一九億四千九百五十万円に

### 「人権」コーナー

甲は子供の頃から感情を性格で結婚してA男(九才)とB女(四才)の親となった後も感情はかわらず、父からもらった財産も馬や飲酒に使ひ果してしまふ状態では甲にたいそをつかし、Aを甲にあづけ自分はB女を連れて姿をくらましてしまった。

以来、甲は日増しに自暴自棄となり、ゴロゴロとせず酒を飲んで家に、ゴロゴロにも不自由のためにAは毎日の食事にも不自由し遂に盗みを働らくようになってしまった。

(人権擁護委員の活動)  
 地元人権擁護委員は、社会福祉事務所に連絡するとともに、甲に対し基本的人権としての教育を受ける権利等、事由を説明して反省を求め、Aを小学校へ通学させること、甲も仕事に励むことを約束させました。

して従事するものについては  
 ・一日 二二〇円  
 ・(週) 一時間 二六七円  
 ◎除外賃金  
 精習動手当・通動手当・家族手当  
 ○効力発生日  
 昭和五十二年五月二十七日

# 印紙税が改正

## 売上代金とは

資産を譲渡することの対価、資産を使用させることの対価、役務を提供することの対価をい、具体的には、次のようなものがこれにあたります。

- 一、資産を譲渡することの対価  
 商品、製品などの販売代金、土地、建物、機械器具などの売却代金、特許権などの無体財産権や債権の譲渡代金など。
- 二、資産を使用させることの対価  
 土地、建物などの不動産賃貸料に伴う権利金、物品の賃貸料、劇場、貸ホールなどの使用料、貸付金の利息、特許権などの無体財産権の使用(実施)料、特許権の通常実施権や出版権などの設定の対価、地上権や地役権などの設定の対価など。
- 三、役務を提供することの対価  
 請負代金、運送料、広告、放送料、宿泊料、販売手数料、仲介手数料などの各種手数料、観劇などの入場料、信用保証料などです。



印紙税は「契約書」「手形」「委任状」「領収書」などの一定の文書に、ふつうこれらの文書をつくった人が、定められた金額の収入印紙をはりつけ、これに消印して納める税金です。

今回、印紙税法の改正により、昭和五十二年五月一日以降に作成される文書の印紙税額が次のように改められました。



文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)
〔不動産、鉱業権、無体財産権、船舶、航空機又は営業の譲渡に関する契約書〕 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証券など 〔地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書〕 土地賃貸借契約書、賃料変更契約書など 〔消費貸借に関する契約書〕 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 〔運送に関する契約書〕 運送契約書、よう船契約書など	記載された契約金額が1万円未満 非課税
	〃 10万円以下 100円
	〃 10万円を超え50万円以下 200円
	〃 50万円を超え100万円以下 500円
	〃 100万円を超え500万円以下 1千円
	〃 500万円を超え1千万円以下 5千円
	〃 1千万円を超え5千万円以下 1万円
〔請負に関する契約書〕 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が1万円未満 非課税
	〃 100万円以下 100円
	〃 100万円を超え200万円以下 200円
	〃 200万円を超え300万円以下 500円
	〃 300万円を超え500万円以下 1千円
	〃 500万円を超え1千万円以下 5千円
	〃 1千万円を超え5千万円以下 1万円
〔売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書〕 商品販売代金の受取書、不動産の譲渡代金又は賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が3万円未満 非課税
	〃 100万円以下 100円
	〃 100万円を超え200万円以下 200円
	〃 200万円を超え300万円以下 300円
	〃 300万円を超え500万円以下 500円
	〃 500万円を超え1千万円以下 1千円
	〃 1千万円を超え2千万円以下 2千円
〃 2千万円を超え3千万円以下 3千円	
〃 3千万円を超え5千万円以下 5千円	
〃 5千万円を超え1億円以下 1万円	
〃 1億円を超え2億円以下 2万円	
〃 2億円を超え3億円以下 3万円	
〃 3億円を超え5億円以下 4万円	
受取金額の記載のないもの 100円	
営業に関しないもの 非課税	